令和元年度男女共同参画に係る取組について

資料8

〇男女共同参画推進条例施行事業の概要

1 男女共同参画会議

(1) 会議の役割

条例に基づき、男女共同参画に関する政策及び重要事項を審議する機関であり、 県男女共同参画計画の策定(第9条)及び進行管理や施策の推進状況のチェックも 行う。

- (2) 委 員 10名
- (3) 検討内容

第2次男女共同参画計画(中間改定)の進行管理及び県の関連施策の推進状況、年 次報告の確認等(2~3回程度開催)

※ 過去の開催状況等は県のホームページの「男女共同参画会議」で公開。

2 市町男女共同参画担当者会議

(1) 目 的

市町の男女共同参画行政担当者が一堂に会し、社会経済環境に的確に対応した男女共同参画への知見を深めるとともに、県と市町との連携を強化し、地域の特性に応じた施策を効果的に行う。

- (2) 内 容 ・男女共同参画及び女性活躍推進に係る国の施策について
 - ・県計画及び県の関連施策について
 - ・各男女共同参画センターの取組について
 - 市町等意見交換
- (3) 対 象 ・各市町男女共同参画担当課長及び担当職員
 - 各地方局総務県民課長及び男女共同参画担当者
 - ・県内男女共同参画関係機関(センター)
- (4) 開催時期 平成31年4月12日(金)

3 市町男女共同参画推進学習支援事業

市町が実施する男女共同参画に関する学習会等(市町の男女共同参画推進施策検討等を含む)について、県内有識者や県職員をアドバイザーとして派遣し、男女共同参画の理解を促進する。

- (1)対 象:市町が主催又は共催する職員又は地域住民向けの学習会
- (2)テーマ(例): 愛媛県の男女共同参画の現状、ひめボス、男女共同参画の視点で 考える防災等

【事業実施状況】

- •元年度:16市町(今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、松野町、鬼北町、愛南町)
- ·30年度:11市町(今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、 伊予市、西予市、久万高原町、鬼北町、愛南町)

〇男女共同参画社会づくり推進事業の概要

1 男女共同参画推進地域ミーティング開催事業

(1) 概 要

地域のリーダーが参集し、地方局職員や市町職員とともに男女共同参画社会づくりに向けた地域の課題について、様々な立場から検証し、解決策を見出し、実践していくためのミーティングを開催することによって、地域における男女共同参画社会づくりを一層推進するとともに、若い世代も交えた気運の醸成を図る。

- (2) 実施主体 各地方局男女共同参画推進班(管内市町と共催)
- (3) 内容 講演、グループワーク

2 男女共同参画社会づくり推進県民大会の開催

県民の意識啓発のため男女共同参画週間中に大会を開催する。

- (1) 開催日時 令和元年6月19日(水) 13:30~15:30
- (2) 開催場所 マリエール大洲
- (3) 内 容 基調講演『よりよく生き延びる』

講師:木須 八重子さん

((公財) せんだい男女共同参画財団 理事長)

パネルトーク

「 男女共同参画の視点から防災を考える

~地域で、家庭で、わたしたちにできること~」

出演者:

木須 八重子さん(基調講演講師)

小國 恵子さん(女性と防災の会 代表)

木野本 智加さん (柑橘専業農家)

桐木 陽子さん(松山東雲短期大学教授)

3 男女共同参画に関する世論調査の実施

第3次愛媛県男女共同参画計画の策定に向け、男女共同参画に関する県民意識を把握し、今後の男女共同参画の施策及び県民への広報啓発に活用するために実施するもの。

【スケジュール(予定)】

7~8月 選挙管理人名簿からサンプル抽出

9月 調査票発送

3月頃 結果公表

〇平成 31 年度えひめ女性活躍加速化事業の概要

1 ひめボス宣言事業所推進事業

専任のひめボス推進アドバイザーを設置し、事業所訪問による宣言事業所の拡大・ 深化を図り、具体的な取組を促進する。

- ○アドバイザー数 1名
- ○アドバイザー派遣数 270 事業所(新規 120 事業所・フォローアップ 150 事業所)

2 ひめボスブラッシュアップ事業

経営戦略としてのひめボスの具体化に意欲ある事業所を公募し、コンサルティングを実施することで成功モデルを推進し、終了後も自走できるような組織づくりに取り組む。また、成功モデルは事業所間で情報を共有し、ひめボス全体の活性化、ひいては女性活躍の拡大・加速化や地域活性化を図る。

○支援事業所 5事業所

	事業所名	所在地	担当コンサルタント
1	㈱アルティザン (調剤薬局)	松山市	脇本 美緒 (さくら社会保険労務士事務所)
2	(朝佐々木組 (鉄工業)	新居浜市	西野 雅史 (アビリティーセンター㈱愛媛統括リーダー)
3	㈱TKP コミュニケーションズ (コールセンター)	松山市	横山 ぬい (㈱エス・ピー・シー常務取締役)
4	同前工業㈱ (建設業)	松前町	木曽 千草 (能力開発システム研究所代表取締役)
5	㈱ファインデックス (システム事業)	松山市	木曽 千草 (能力開発システム研究所代表取締役)

3 ひめボスメンター制度推進モデル事業

県内の大半を占める中小事業所の要望を受け、ひめボス宣言事業所を対象に、組織・ 職種の枠を超えたオリジナルのメンター制度を構築する。メンター、メンティ双方の 人材育成を図り、女性の登用等を推進し、女性が活躍できる環境整備の促進を図る。

- ○メンティ(相談者) 30人
- ○メンター(助言者) 14名
- ○コーディネーター 6名
- ○面接回数 1組につき、年3回以上

4 ひめボスグランプリ開催事業

ひめボス宣言事業所における取組を促進するため、地域活性化につながる優良事例 や経営メリット等を募集し、魅力的なひめボスグランプリを決定するとともに、女性 活躍に関する講演会を開催する。

- 〇日程:11月19日(火)13:00~15:50
- ○会場:国際ホテル松山
- ○表彰:グランプリ 1名 地域活性化賞(新設)1名 準グランプリ 3名

5 未来のひめボス育成事業(ゼロ予算事業) <県事業>

松山大学との共催セミナーを開催し、未来のひめボスを育成する。

ODV防止対策推進事業の概要

1 D V 防止対策推進会議

- (1) 概要 ドメスティック・バイオレンスの防止に関する県の施策への提言等
- (2) 委員 10名(学識経験者、司法関係者、医療関係者、福祉関係者、教育関係者、報道関係者、民間支援団体関係者)
- (3) 開催時期 令和元年 10 月頃

2 D V 防止対策連絡会

- (1) 概 要 各相談機関において連携が必要な事例の検討、情報交換 等
- (2) 参加者 各市町担当課、県庁関係各課、警察本部、相談機関 等
- (3) 開催時期 平成 31 年 4 月 23 日 (火)

3 DV防止対策連絡会 地域ブロック別担当者会

(1) 概 要

担当者のスキルアップ及び連携を強化するためのワークショップ、意見交換等

- (2) 参加者 各市町担当課、各地方局地域福祉課、管内警察署、各種支援団体等関係機関の担当者 等
- (3) 開催時期 令和元年 11 月頃

4 研修会への講師派遣事業

DVを発見する可能性の高い医療、福祉関係者や地域、職場における研修に講師を派遣することにより、あらゆる場における県民に向けたDV防止啓発に努める。

- ○対 象 一般県民、医療·救急関係者、教育関係者、社会福祉関係者 等
- ○開催時期 随時

【事業実施状況】1か所:明浜地区民生児童委員協議会

5 若い世代に対するDV未然防止講座開催事業

高校生・大学生等を対象としたDV未然防止講座を開催し、若い世代が将来にわたってDVの加害者にも被害者にもならないよう啓発を図る。

- ○対 象 県内の大学・短期大学、専修学校等の学生、高校生等
- ○開催時期 令和元年7月~令和2年1月

【事業実施状況】4校:農業大学校、弓削商船高等専門学校、四国医療技術専門学校、吉田高等学校

6 中学校・高校教職員に対するDV未然防止教育研修事業

県内中学校及び高校において、教職員を対象として、DVに関する学習の進め方等について学ぶ研修を実施し、学校におけるDV未然防止教育の実施を促進する。

- ○対 象 県内の中学校・高校等の教職員 各3校程度で開催
- ○開催時期 令和元年7月~令和2年1月

【事業実施状況】3校:松山市立拓南中学校、県総合教育センター、新居浜市立角 野中学校

7 DV防止啓発資料作成事業・デートDV未然防止啓発用映像資料作成事業

若年層向け講座用映像資料の作成により講座の充実を図り、県内の高校生が身近な 人権問題としてデートDVを考え、将来、被害者にも加害者にもならないための意識 の醸成に努める。また、DV防止用啓発資料(リーフレット等)を作成する。

〇えひめ性暴力被害者支援センター運営事業の概要

- 1 実施主体 愛媛県(公益財団法人えひめ女性財団に運営委託)
- 2 設置場所 原則非公開(電話番号のみを広報し、来所相談は予約制とする。)
- 3 開設時期 平成30年9月1日
- 4 業務体制
- (1) 所長 : 1名
- (2) チーフ支援員 : 1名 (常勤、専従の相談・支援統括)
- (3) 支援員 : 2名 (非常勤支援員10名のシフト制)
- 5 業務時間 週5日(火曜日~土曜日)9時~17時

※上記開所時間外はコールセンターによる電話相談対応

- 6 業務内容
- (1)被害者相談支援運営・機能強化等
 - ① 相談 (電話・来所)
 - ・原則チーフ支援員及び支援員2人で対応 ※来所面談は要予約
 - ・同行支援 医療機関、警察、臨床心理士、弁護士、児童相談所等の関係機関)
 - ② 支援員養成研修
 - スキルアップ研修(実務に関する研修受講及びケース検討会)
 - ・看護職スキルアップ研修(性暴力被害者支援看護職研修(SANE))
 - ・全国研修会参加(性暴力救援センター全国連絡会等全国研修会への参加)
 - ③ 支援員受傷対策
 - ・スーパーバイザー招へいによる対応困難事例検討会
 - ・O J T 及び臨床心理士によるカウンセリング
 - メンタルヘルスセミナー実施
 - ④ 広報·啓発

リーフレット、HP、広告掲載等

⑤ 連携機関会議等

センターの円滑な運営や機能強化を図るため、医療機関、弁護士、警察等関係 機関で構成する連携機関会議等を年1回以上開催。

- · 開催時期 平成 31 年 4 月 25 日 (木)
- ⑥ 法的支援

弁護士等への法律相談

(2) 医療費等公費負担

(やむを得ない事情により警察に相談できなかった場合のみ。原則、同行支援により実施。)

- 産婦人科等医療費
 - ※初診料、初回処置料、診断書料、緊急避妊措置、性感染症等検査費用、人工 妊娠中絶費用
- ・カウンセリング費